

ヲ決定セラレタリ

- (4) 二弟五重税ハ高率ナルヲ以テ考慮セラレタリ
之レニ対シ會社ハ龜有工場ト同様ニ弟ニ低減ス
レト回答シタリニ職工側ハ會社ノ全額負担ヲ主張
シテ譲ラズ交渉不調ニ終リ該組合設置問題ハ
會社ニ於テ見合スル模様トナリタリヨリ職工側ニ於
テハ同月二十九日晨、款額ヲ撤回スル旨申出テ翌
三十日更テテ次ノ如キ要求書ヲ提出セリ
① 保險組合設立準備ニ要シタル費用ヲ會社側ニ
於テ負担スルコト
② 現在延實施セラレタリタル積立金(月一日分)ヲ全
廢スルコト
③ 日給一圓ノ増給ヲ為スコト

之レニ対シ會社ハ昨一日正午第一項ニ就テハ調査ノ
上承認シ、第二項ハ即時承認、第三項ハ絶対不能ナ
リト回答シタルニ全職工ハ一齊ニ作業ヲ停止退場シ
附近谷所ニ三五寺院日宗寺ニ引揚ケ対策ヲ協
議シタル結果

- (1) 全職工結束ヲ鞏固ニスルコト
- (2) 争議費用日給二日分宛繰出スルコト
- (3) 會社ノ屈伏スル迄罷業ヲ繼續スルコト
- (4) 明日ヨリ朝八時迄ニ当寺ニ集マルコト

ヲ協定午後四時無事退散セリ

右及 申(通)報 候也